おきたい

## 固 顧客に影響を与える改正項目とは

税理士法人おおたか 木村 英 幸

に、行職員が押さえておくべきポイントを解説する。制改正大綱」について、お客様の関心が高い改正項5 本特別企画では、 昨年末に閣議決定された「平成26年度税 お客様の関心が高い改正項目を中心

## 点 概要と

Part1

明党から「平成26年度税制改正大 決定された。 綱」が公表され、 今年度の税制改正大綱は、 12月24日に閣議 企業

表 1 )。

平成25年12月12日に自民党と公

るための税制措置等については、 り込まれた民間投資を活性化させ 観点から、「日本再興戦略」に盛 等の投資行動を加速化させる等の

> 切り離し、「民間投資活性化等 秋に前倒しで決定されている (図 ための税制改正大綱」として昨

Ιţ 極的な投資行動を促すための措 企業の交際費に着目した消費 秋の大綱に引き続き企業の積

年末における通常の年度改正から 年 の

年末の税制改正大綱において

%)の景気腰倒れを防ぐ政府の狙 成26年4月の消費税増税後(8 備投資による好循環を実現し、平 減によって、 いがうかがえる。

増税の傾向が強い

税制改正大綱においても、 主な改正となっているが、 交際費 年末の

活性化のための措置等を講じてお 活性化のための措置、 企業向け減税策による負担軽 従業員の賃上げや設 地域経済

個人向けの改正では

企業向けとしては、 秋の大綱が

> が多く盛り込まれている。 年前倒しでの廃止など、 税の見直しや復興特別法人税の 減税策

税 いたが、 分から総合課税の対象」とされて 正で「平成28年1月1日以降発行 利子については、平成25年度の改 止など、増税の傾向が強くなってフ会員権等の譲渡損の損益通算廃 族会社の私募債の利子の総合課 いる。なお、同族会社の私募債の 月1日以降に支払われる私募債 一方で、 給与所得控除額の縮小やゴル 今回の改正で「平成28年 個人向けの改正は、同

る投資損失準備金 した会社の取得株式の取得価額の の損金算入 70%まで損金算入が可能 耐震改修工事等の 耐震診断が義務付けられる建築物 特別償却 について、耐震診断結果の報告を 行った場合、耐震改修により取得 等をする建築物の部分に対して25 %の特別償却が可能

民間投資活性化等のための税制改正大綱の概要

除が可能

除が可能

算入が可能

概要

産業競争力強化法規定の一定規模

以上の設備投資をした場合、即時

現行の中小企業等投資促進税制が

延長され、一定の中小企業者には

即時償却または7~10%の税額控

研究開発税制の上乗せ措置のうち

増加型について、適用期限が延長

され、一定要件を満たせば、増加

割合(最大30%)に応じた税額控

給与増加割合5%以上が要件とさ

れていたが、平成27年3月までは

2%、平成27年度は3%、平成28

一定要件のベンチャー企業へ投資

を行った場合、ベンチャー企業の

株式等の帳簿価額の80%まで損金

収益力の飛躍的な向上に向けた戦

略的な事業再編に関して、設立等

年度から5%以上に緩和

償却または5%税額控除が可能

項目

除

生産性向上設備の

特別償却・特別控

機械等を取得した

研究開発税制の上

乗せ措置である増

加型の延長・拡充

所得拡大促進税制

の適用要件の緩和

ベンチャー投資に

対する投資損失準

事業再編により取

得した株式等に係

を行うとされた。

備金の損金算入

場合の特別償却

特別控除

成26年12月までに結論を出すこと めの制度整備などについては、平 対象品目の選定、区分経理等のた 率10%時に導入することとされ、 国民の理解を得たうえで、

意が必要である。

に見直されてい

るので注

制の見直しなどが挙げ

5 れ

て

තූ

今後の主要検討課題としては、

の引下げ、

小規模企業等に係る税

っていたが、

必要な財源の確保と

施行時期

平成26年1月20日から

平成29年3月31日まで

の間に取得し事業供用

平成26年4月1日から

平成29年3月31日の間

平成26年4月1日以後

に終了する事業年度

に開始する事業年度

した場合

消費税の軽減税率、

法人実効税率

今回の税制改正の焦点の一つとな

消費税の軽減税率については、

平成26年4月1日から 耐震診断結果報告を行 った日以後5年を経過 する日までの間に行う 耐震改修に対して適用

> 続き検討することとされた。 性、法人実効税率引下げと企業行 率を引き下げる環境作りの重要 国経済競争力の向上、 小規模企業等に係る税制 動の関係などを踏まえつつ、 法人実効税率については、 法人実効税 わが は

今後の動向に注目

てきた。 れる。 Ś ては、 業主報酬相当額を必要経費に算入 ば勤労性所得を正当に評価して事 主報酬の損金算入が認められ、 め、個人事業主においては、 社の課税上の不公平が問題視され 小規模企業等に係る税制につい 一定の給与所得控除が受けら 当該事業主報酬相当額につい このバランスを確保するた 個人事業主と実質的一人会 実質的一人会社は、 例え 事業 か

るため、 いく必要がある。 人において影響の大きい これらの検討事項は、 引き続き動向を注視 企業や個 項目とな

近代セールス 2014・2月15日号

て一定の給与所得控除を認めるな

幅広い観点から総合的な検討